

～あなたは子どもを守れるおとなですか？～

子どもの笑顔あふれるまち さぬき市



子どもの権利ってなに？

子どもには生まれてきた時にすでにもっている「権利」があります。その権利を守るため、世界の国々が「子どもの権利条約」というものを作りました。

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた、世界中の子どもが、健康的に安心して自分らしく豊かな子ども時代を送れるように世界の国々がともにつくった条約です。（「子どもの権利条約」1989年11月20日 国連で採択）

子どもの権利(4つの柱)

1. 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

2. 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにとても重要です。

3. 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。

紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特に守られる権利を持っています。

4. 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



もしかして、児童虐待？

親または親にかわる養育者が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを「児童虐待」といいます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と、児童に対する虐待行為の禁止を明記されています。

身体的虐待

- ・なぐる、ける、やけどを負わせる
- ・戸外に縛め出す、
- ・意図的に病気にさせるなど



ネグレクト

- ・食事を与えない
- ・ひどく不潔にする
- ・適切な医療を受けさせない
- ・家や自動車に置き去りにするなど

助けを求める子どもたちのSOSに気づきましょう

性的虐待

- ・子どもへの性的行為
- ・性器や性交を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にするなど



心理的虐待

- ・言葉による脅し
- ・拒否的な態度を続ける
- ・兄弟姉妹間の差別的扱い
- ・子どもの前でDVなど

子育てに悩んだときや、虐待かな？
と思ったときは、いつでもご相談ください。

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
189

24時間
対応